

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（1/5）

会議開催日 令和 8 年 6 月 1 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画フォローアップについて				
1	通行止めのところに現状、トラ柵と土のうが置いてあるが、その状態の確認等はしているか。	状態について確認済みであり、土のうが傷んでいるため、更新する。	市	【補足】 令和 8 年 6 月 2 日、劣化していた土のう袋を取り換えました。 全 1 0 か所、 1 8 袋
2	豊川合流点での切り回し水路の河床高は、T.P.8.81m か。	合流点の河床高ではなく、コンクリート護岸に変わる直前の切り回し水路の河床高である。	国	【補足】 合流点下流(19.6k)での豊川河床高 TP 7.028m 合流点での切り回し水路の河床高 TP 8.553m
3	今までの水路（祖父川）の出口も改良されているのか。逆流してきているように感じる。	手をつけていないため、変わっていない。	国	
4	旧河道（祖父川）と切り回し水路の両方から水が入っていき、溢水することになることはないか。	今までと同様で大きな降雨のときには溢水する恐れはあるが、工事によって水が入りやすくなったということはない。	国	
5	台風が予報された時は、土のうの設置など緊急的な対応を実施する予定はあるか。	工事用道路、工事作業箇所での対応を考えている。	国	
6	祖父川が切り回しのために止めてあるが、本川から逆流すると崩れる恐れがある。土のうで補強することは検討しているか。	状況によるが、逆流してくるようであれば対応する。	国	
7	工事で地形が変わったので、増水時の水の流れや湛水状況に懸念がある。	出水により、崩れた箇所や逆流への対応については、工事で土のうを設置するなどの対応を考えている。	国	
8	洪水の実績とシミュレーションが違っている、あと、建築申請時のチラシ、これについても間違っ内容のチラシになっています。同様に間違っシミュレーションで浸水案内看板を作られているので、浸水案内看板も違っている。間違っ情報を提供していただいても、住民は混乱するだけである。どのように考えているのか。 異議申立書でいろいろな懸案事項を書いてあるので、その回答も合わせてお願いしたい。	ご意見はお伺いした	国	【補足】 浸水案内看板表示、建築確認申請時のチラシに記載されている情報の根拠を確認し、精査の上、必要な場合は修正します。
豊川霞堤地区の防災情報入手方法について				
9	被災者支援制度は、霞堤地区防災情報ポータルサイトからリンクで直接参照できるのか。また、住民もホームページ上から一括してアクセスできるのか。	リンク参照はできないが、浸水被害軽減対策計画の第 1.1 版の参考資料として、今後ホームページに掲載する予定である。	国	【補足】 霞情報ポータルサイトからもアクセスできるように考えていきます。

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（2/5）

会議開催日 令和 8 年 6 月 1 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画 の見直しについて				
10	公表されている流量、浸水範囲が違うことは、他の霞堤地区でも情報共有されているのか。金沢地区から指摘、問題点を受けている霞共通の問題は情報共有していただきたい。また、本指摘について、何をどう精査しているのか。	内外水のシミュレーションについては他地区でも説明している。令和 5 年 6 月洪水を現計画の小堤で防げるか精査中であり、他地区にも共有している。	国	
浸水被害に対する支援、被害者支援制度について				
11	既存制度にもかかわらず「できない」と説明されてきた経緯と各機関の認識を説明いただきたい。	すべてが受給できるわけではなく、条件を満たせば活用できる。	国	【補足】 既存制度で条件を満たせば適用可能な制度はあるため今回整理した支援制度一覧に記載の窓口にご相談願います。
12	外水は国の責任である。小堤を乗り越れた水により引きおこされる被害について国はどのような支援制度を検討しているのか。	ご意見はお伺いした。	国	【補足】 現時点では国土交通省として支援できる制度はないため県、市で対応可能な現行支援制度を活用いただくようお願い致します。
13	申請が難しい高齢者にも支援が行き届くよう、把握方法の工夫をお願いしたい。災害発生時に住民が具体的にどう対応すべきか（相談先の対応内容や行動手順等）が不明確であり、町内会として住民から相談を受けても説明できない。住民が被害に遭ったときにどういう対応をとればよいのか、ゴミはどこに持って行けばよいのか。そういったことが見えてこない。 早急に具体的な対応内容を提示いただきたい。	被災者支援制度を確認の上、窓口へ相談いただきたい。	国	
14	過去に災害があっても調査されていない。改善策も何も出ていない中で相談してくださいでは困る。 災害時の調査や支援は行政側が主導すべきであり、住民任せの相談対応では不十分である。	大規模浸水時には、国は痕跡調査等を実施している。	国 県 市	【補足】 （国）氾濫注意水位を超えた場合、河川管理施設等の被災状況を調査します。また、大規模浸水時には、痕跡調査等を実施しています。霞堤内に浸水が確認された場合、簡易水位計の水位をもとに浸水想定図を作成し、県、市と共有します。 （県）毎年国が実施する水害統計調査において、浸水被害等に調査漏れがないよう国、市と連携して調査を実施します。 （市）発災後、市が管理する道路、河川施設の被害状況は道路河川管理課、家屋被害等は市民税課、収納課、資産税課、農林水産被害は農務課、商工業観光施設被害は商工観光課が調査します。【各担当課】
15	町民が困っていることを理解してもらうために町内会で被害を取りまとめて市等行政に報告した場合、行政が現地調査を行い、状況に応じた支援制度を案内するという理解で良いか。 対処できる、できないことも明確にしていなければよい	提供された情報に対し、何もしないということはない。	市	【補足】 被災された方が各担当課へお問い合わせ下さい。【各担当課】

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（3/5）

会議開催日 令和 8 年 6 月 1 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

	意見・要望・質問	回答	回答者	備考
16	災害時の第一報の連絡先を明確にしていきたい。	被害内容により連絡先は異なる。判断に迷う場合は危機管理課へ連絡いただきたい。災害対策本部が立ち上がった場合は、連絡窓口が設置される。	市	
17	連絡先が分散すると住民負担が大きいため、連絡先の一本化を検討いただきたい。また、被災者台帳による一括管理・対応も検討いただきたい。	被災者台帳は大規模災害時に作成する想定であり、風水害では各課での対応が基本となる。	市	
作業部会・地元説明会でいただいた意見・回答の公表について				
18	金沢地区の意見が多いことについて、理不尽と受け取られているのか、それとも適切に受け止められているのか。	意見や質問に対しては真摯に受け止め、可能な範囲で回答させていただく。	国	
水防法の改正および河川管理者等による氾濫に係る通報について				
19	通報水位について河川管理者が判断して対応するのか。	直轄河川で言えば豊橋河川事務所から市町村に連絡する。	国	
20	豊橋河川事務所から全霞地区について、上流状況を踏まえて現地の水位上昇や危険性を把握できているのか。	簡易水位計やカメラを設置し、確認しているが、県・市町とも連携して対応する。	国	
21	洪水予報の例外区域指定は、住民の意見を無視した対応となっている。また、現場体制が不十分なまま進められており、情報不足や対応の混乱につながるため合意できず、経緯と責任の明確化を求める。 洪水予報をやらないことによってキキクルに反映されない、洪水情報のプッシュ型配信もない。丁寧な対応をしているような言い方をしているが住民としては得られる情報が少なく、改悪の対応になっている。	例外区域指定の措置は洪水予報河川に比べると情報量は減るものの、新たなレベル5設定により一定の情報追加であるをご理解いただきたい。	国	
22	豊川維持管理計画に霞堤地区を含む洪水被害の軽減を図るため洪水予報等を迅速、的確に発表すると明記されている。計画に明記されているのに運用外としているのは法律違反で違法な対応というように取れる。	ご意見はお伺いした。	国	【補足】 無堤部における洪水予報の発令については全国的な状況を確認したうえで今後、関係機関とも調整していきます。
23	以前の協議会では石田水位 6.2m になったらレベル5を発令する旨の説明があったが、これまで実施されていなかったという経緯があり、今回の対応は信頼できない。形式的な説明ではなく、実効性ある対応をしていただきたい。	過去の協議会での説明については、所内、自治体を含めて確認する。	国 (市)	【確認結果】 (国) R4.1.21 第7回の浸水被害軽減対策協議会で避難指示等基準水位の見直しで石田水位観測所の水位が 6.2m に達しさらに水位が上昇している場合、緊急安全確保を発令するという説明がなされていた。水防法の改正により創設された氾濫通報水位は以前、説明した水位より低い 6.05m で運用する予定です。 (市) 国からの氾濫通報を受け、総合的に判断しレベル5緊急安全確保を発令します。
	意見・要望・質問	回答	回答者	備考

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（4/5）

会議開催日 令和 8 年 6 月 1 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

その他				
24	浸水範囲の実績とシミュレーションに乖離があり、誤った情報提供（チラシ・看板等）が行われている。内容の見直しと説明をいただきたい。	ご意見はお伺いした。	国	【補足】 ある条件でシミュレーションを実施した結果をもとにチラシ、看板等で情報提供を実施しているため間違いではないと考えているが、条件等を今一度確認します。
25	川の防災情報の河川カメラが見れない状況というのは指摘してあるが、数年放置されている。どうしていくのか。	確認中です。	国	【確認結果】 川の防災情報のカメラについてはおおむね解消し、見られるようになっていますが一部、見られないところがあるため、システム管理者側にも原因究明等を依頼している。 事務所 HP の河川防災情報ではカメラ画像は問題なく確認できますので川の防災情報のカメラが完全に復旧するまではこちらをご覧ください。
26	霞地区の防災情報ポータルの方の金沢地区の簡易水位計、0m で浸水開始と書いてあるのですが、過去の洪水の実績から、0m で浸水開始ではなくて、－0.2m で溢れている	ご意見はお伺いした。	国	【補足】 今後の洪水において検証し、必要な場合は機器の調整等見直しを行います。
27	石田の水位で、過去の場合、4.2m で溢れ始めて、4.5m で簡易水位計の設置点で溢れている。今、出動水位等は 4.7m になっているので、市の巡視が始まるにしても 4.2m で動き出すということなので、溢れを確認できない状況になっている。	ご意見はお伺いした。	国	【補足】 石田水位観測所において出動水位（4.7m）に達した場合、河川巡視をはじめするため必ずしも霞で溢れを確認できない。そのため簡易水位計の水位、カメラで溢れを確認しています。
28	異議申立書に懸案事項、細かい問題点を記載しているが、豊川市からは何ら改善するような内容の説明を一切もらっていない。改善しないのか。過去の洪水の検証も一切話をされないの で、実際に水防活動をやっていないということも、そのまま放置されている。	ご意見はお伺いした。	市	【補足】 豊川市水防計画に基づき、必要に応じて一部改定等を加えながら水防活動を実施していきます。
29	愛知県から水防法規定の様式で提出されていなかったことについて何ら説明もないので、しっかりと改善内容を説明してほしい。	ご意見はお伺いした。	県	【補足】 被害状況及び水防活動等の市から県への報告について市と調整を行います。
30	豊川の増水時には小堤防ができて、水位が上昇したときには牟呂用水に豊川の水が入り込む。牟呂用水のほうはゲート式ではなくて、入り放題なので、そうすると牟呂用水の流下能力が落ちて、長慶寺だとか、その辺の山の排水が非常に多いので、そこでパンクする	ご意見はお伺いした。	国	【補足】 水資源機構にも情報共有の上、事実確認を行います。
31	江島の排水樋門から幹線水路を流下して下ノ郷の排水機場で内水氾濫を起こす。下ノ郷の排水機場のほうは霞小堤から溢れた水とも合流するので、内水氾濫が変わらなくて、ずっと続く。 内水氾濫対策をどうやっていくのか	ご意見はお伺いした。	国市	【補足】 国と市で役割を決め、国としては内外水のシミュレーションを実施し、その結果を市に提供し、内水対策の必要性を市で検討していく予定です。
	意見・要望・質問	回答	回答者	備考

豊川霞（金沢地区） 作業部会議事録（5/5）

会議開催日 令和 8 年 6 月 1 日

国：豊橋河川事務所、県：愛知県東三河建設事務所、市：豊川市

32	本川の放水路の位置の計画高と放水路の計画高の位置で 1.5m ぐらい差があって、放水路は整備のレベルが低いような状況になっている。今後、小堤防ができたときに、このままの現状の計画で行くと放水路が決壊する。	ご意見はお伺いした。	国	【確認結果】 本川放水路分流地点の HWL は TP8.58m、放水路分流堰地点の HWL は TP7.17m です。 一方、堤防高は本川の放水路分流地点では右岸 TP10.08m、放水路分流堰地点では右岸 TP11.1m であり、堤防の余裕高は本川 1.5m に対して、放水路では余裕高は約 3.9m となり、仮に本川の HWL の洪水が放水路に入った場合でも放水路の余裕高は約 2.5m 確保できますので安全に流下させることは可能です。
33	防災情報の不備や分散、基準水位と実績の乖離、過去検証や改善対応の不足が見られ、また内水氾濫リスクや排水対策、放水路計画の整合性にも課題がある。このことから、現状の対応には実効性の懸念があるため、各事項について根拠を含めた改善方針の説明をいただきたい。	作業部会でいただいた意見と回答は、できる限り精査して、必要に応じて打ち合わせ等をさせていただければと思う。	国	【補足】 これまで町内会との打合せで回答してきた内容、作業部会、地元説明会での議事録で回答した内容、改善したこと、確認中、未対応の内容など整理の上、打合せの場を設け、説明させていただきます。
34	南部地区は水害時に近隣の避難所（一宮南部小学校）が使えず、避難先が分かりにくい状況である。	水害時は浸水リスクの高い施設は使用しない。	市	
35	屋上等への避難では駄目なのか。	浸水リスクが高い区域では建物自体が危険なため垂直避難は不適切であり、浸水域から離れる避難を基本としている。早期避難を原則とし、公的避難所以外（親族・知人宅）への避難も推奨している。	市	
36	水害時、金沢地区の公的避難所はどこか。	風水害で優先して開設する避難所として、長慶寺・一宮東部小学校を定めている。状況に応じ、順次開設する。	市	